

開発行為許可通知書

第5-5号

住 所 高松市上林町30番地8
氏名又は名称 アイラックホーム株式会社
及び代表者名 代表取締役 増元 浩二

令和5年6月26日付で受付した開発行為については、都市計画法第29条第1項の規定により許可する。

令和5年7月21日

三木町長 伊藤良春



許可の内容

開発区域に含まれる地域の名称	木田郡三木町大字池戸字下所 2645 番 1、2646 番 1、2647 番 3
開発区域の面積	2,591.24 m ²
予定建築物の用途	一戸建ての住宅 (10 棟)

許可の条件

法第41条第1項の規定に基づく制限

(付記)

- この許可に係る開発行為の施行に際しては、都市計画法令、許可条件、指示命令その他宅地造成に関する法令等を守るとともに、裏面記載事項に留意して工事の適正万全を図ってください。
- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に都市計画法第50条第1項の規定により、香川県開発審査会に対して審査請求をすることができる。
ただし、この処分が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、「都市計画法第50条第1項の規定により、香川県開発審査会に対して審査請求」とあるのを「都市計画法第51条第1項の規定により、公害等調整委員会に裁定の申請」と読み替えることができる。

開発行為許可通知書

第5-6号

住 所 高松市上林町 30 番地 8
氏名又は名称 アイラックホーム株式会社
及び代表者名 代表取締役 増元 浩二

令和5年6月26日付で受付した開発行為については、都市計画法第29条第1項の規定により許可する。

令和5年7月21日

三木町長 伊藤良春



許可の内容

開発区域に含まれる地域の名称	木田郡三木町大字池戸字下所 2652 番、2653 番 1、2654 番 1、2647 番 1、2647 番 4、2647 番 5 及び地先農道水路
開発区域の面積	3,682.69 m ²
予定建築物の用途	一戸建ての住宅 (12 棟)

許可の条件

法第41条第1項の規定に基づく制限

(付記)

- この許可に係る開発行為の施行に際しては、都市計画法令、許可条件、指示命令その他宅地造成に関する法令等を守るとともに、裏面記載事項に留意して工事の適正万全を図ってください。
- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に都市計画法第50条第1項の規定により、香川県開発審査会に対して審査請求をすることができる。
ただし、この処分が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、「都市計画法第50条第1項の規定により、香川県開発審査会に対して審査請求」とあるのを「都市計画法第51条第1項の規定により、公害等調整委員会に裁定の申請」と読み替えることができる。

開発行為変更許可通知書

第 5-10 号

住 所 高松市上林町 30 番地 8
氏名又は名称 アイラックホーム株式会社
及び代表者名 代表取締役 増元 浩二

令和 5 年 9 月 12 日付で申請のあった開発行為の変更については、都市計画法第 35 条の 2 第 1 項の規定により許可する。

令和 5 年 9 月 28 日

三木町長 伊藤 良春



許可の内容

開発区域に含まれる地域の名称	木田郡三木町大字池戸字下所 2645 番 1、2646 番 1、2647 番 3
開発区域の面積	2,591.24 m ²
予定建築物の用途	一戸建ての住宅 (10 棟)
変更内容	設計変更

許可の条件

- ・ 工事完了届出書提出時に、工事施工状況報告書 (工事写真等) と添付すること。

法第 4 1 条第 1 項の規定に基づく制限

(付記)

- 1 この許可に係る開発行為の施行に際しては、都市計画法令、許可条件、指示命令その他宅地造成に関する法令等を守るとともに、裏面記載事項に留意して工事の適正万全を図ってください。
- 2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に都市計画法第 5 0 条第 1 項の規定により、香川県開発審査会に対して審査請求をすることができる。

ただし、この処分が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、「都市計画法第 5 0 条第 1 項の規定により、香川県開発審査会に対して審査請求」とあるのを「都市計画法第 5 1 条第 1 項の規定により、公害等調整委員会に裁定の申請」と読み替えることができる。

開発行為変更許可通知書

第 5-11 号

住 所 高松市上林町 30 番地 8
氏名又は名称 アイラックホーム株式会社
及び代表者名 代表取締役 増元 浩二

令和 5 年 9 月 12 日付で申請のあった開発行為の変更については、都市計画法第 35 条の 2 第 1 項の規定により許可する。

令和 5 年 9 月 28 日

三木町長 伊藤 良春



許可の内容

開発区域に含まれる地域の名称	木田郡三木町大字池戸字下所 2652 番、2653 番 1、2654 番 1、2647 番 1、2647 番 4、2647 番 5 及び地先農道水路
開発区域の面積	3,682.69 m ²
予定建築物の用途	一戸建ての住宅 (12 棟)
変更内容	設計変更

許可の条件

- ・ 工事完了届出書提出時に、工事施工状況報告書 (工事写真等) と添付すること。

法第 4 1 条第 1 項の規定に基づく制限 (付記)

- 1 この許可に係る開発行為の施行に際しては、都市計画法令、許可条件、指示命令その他宅地造成に関する法令等を守るとともに、裏面記載事項に留意して工事の適正万全を図ってください。
- 2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に都市計画法第 5 0 条第 1 項の規定により、香川県開発審査会に対して審査請求をすることができる。

ただし、この処分が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、「都市計画法第 5 0 条第 1 項の規定により、香川県開発審査会に対して審査請求」とあるのを「都市計画法第 5 1 条第 1 項の規定により、公害等調整委員会に裁定の申請」と読み替えることができる。